

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第21号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、削除項等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条及び追加項等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第1条の15 (略)</p> <p>2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 60歳以上の者（同居者（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第7号において同じ。）、親族であるおおむね60歳以上の者及び親族である18歳未満の者を除く。）のある者を除く。）</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第1条の15 (略)</p> <p>2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) <u>障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの</u></p> <p><u>ア 身体障害 前項第1号ア(ア)に規定する程度</u></p> <p><u>イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</u></p>

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該親族等

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第3条第3項第3号（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は法第5条（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ （略）

(5) 海外からの引揚者

(6) 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第2条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者

(7) 配偶者のない者で現に20歳未満の子を扶養している者

(8) 18歳未満の同居者が3人以上ある者

(9) 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた者であつて、知事が適当と認めるもの

(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等

(11) 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下この号にお

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 法第3条第3項第3号（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は法第5条（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ （略）

(5) 前項第1号イからカまでに掲げる者

いて「犯罪等」という。)により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等（犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいい、前号に掲げる者を除く。）であつて、次のいずれかに該当する者

ア 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となった者

イ 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住居に居住することが困難となった者

(12) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者

ア 前項第1号イ、ウ、オ又はカに掲げる者

イ 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 前項第1号ア(ア)に規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群の患者であつて、現在の住居に継続して居住することが健康上適切でなく、かつ、当該住居から転居することが健康上適切であるもの

3・4 (略)

第2条 削除

(入居の申込み)

第3条 (略)

2 前項の県営住宅入居申込書には、申込者及び同居させようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者その他婚姻の予約者を

3・4 (略)

(単身入居住宅の規格)

第2条 条例第8条に規定する規則で定める規格は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第6条第2項又は第3項の規定により一人で入居する者 住戸の床面積が55平方メートル以下であること。

(2) 条例第7条第1項の規定により一人で入居する者 住戸の床面積が43平方メートル以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めるときは、同項に定める規格以外の規格の県営住宅に同項各号に掲げる者を入居させることができる。

(入居の申込み)

第3条 (略)

2 前項の県営住宅入居申込書には、申込者及び同居させようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者その他婚姻の予約者を

含む。以下同じ。)について次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第5条各号のいずれかに該当する場合等で知事が必要でないとするものについては、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項第2号、第10条第4項又は第38条第1項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

(6) (略)

3・4 (略)

(優先的な入居者の決定)

第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、第1条の15第2項各号のいずれかに該当する者とする。

含む。以下同じ。)について次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第5条各号のいずれかに該当する場合等で知事が必要でないとするものについては、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ、第2項若しくは第3項、第7条第1項又は第38条第1項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

(6) (略)

3・4 (略)

(優先的な入居者の決定)

第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 海外からの引揚者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該親族等

(3) 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第2条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者

(4) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号において同じ。）のない者で現に20歳未満の子を扶養している者

(5) 60歳以上の者（同居者（配偶者、親族であるおおむね60歳以上の者及び親族である18歳未満の者を除く。）のある者を除く。）

(6) 18歳未満の同居者が3人以上ある者

(7) 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた者であつて、知事が適当と認めるもの

(8) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等

(9) 次のいずれかに該当する者

(請け書)
第8条 (略)
2 (略)

- ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下この号において「法」という。）第3条第3項第3号（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は法第5条（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 法第10条第1項（法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下この号において「犯罪等」という。）により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等（犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいい、前号に掲げる者を除く。）であつて、次のいずれかに該当する者
- ア 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となつた者
- イ 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住居に居住することが困難となつた者
- (11) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者
- ア 第1条の15第1項第1号アからウまで又はオに掲げる者
- イ 住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群の患者であつて、現在の住居に継続して居住することが健康上適切でなく、かつ、当該住居から転居することが健康上適切であるもの
- (12) 新潟県内に所在する応急仮設住宅に居住しており、かつ、平成23年3月11日において福島県の区域（平成27年6月15日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に設定されていた区域を除く。）に居住していた者
- (13) 前号に掲げる者のほか、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により本県に避難している者で知事が特に必要と認めるもの

(請け書)
第8条 (略)
2 (略)

3 第1項の請け書に連署する保証人が保証する極度額は、入居時における家賃の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

(保証人の変更)

第9条 (略)

2 (略)

3 第1項の保証人引受承諾書に連署する保証人が保証する極度額は、当該連署をする時点における家賃(条例第17条に規定する家賃の減免を受ける者にあつては、その減免前の家賃。第14条第5項において同じ。)の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

4 (略)

5 (略)

(入居手続の猶予の届出)

第10条 条例第12条第2項に規定する場合には、別記第11号様式による県営住宅入居(駐車場使用)手続猶予届により、知事に届け出なければならない。

2 (略)

(保証人の連署を必要としない旨の決定)

第10条の2 入居決定者は、条例第12条第3項に規定する保証人の連署を必要としない旨の決定を受けようとするときは、別記第12号様式による県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人免除申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の決定をしたときは、当該入居決定者に対し、その旨を通知するものとする。

(入居の承継)

第14条 (略)

2～4 (略)

5 前項の請け書に連署する保証人が保証する極度額は、第8条第3項の規定にかかわらず、当該連署をする時点における家賃の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

(保証人の変更)

第9条 (略)

2 (略)

3 第1項の保証人引受承諾書に連署する保証人が保証する極度額は、当該連署をする時点における家賃(条例第17条に規定する家賃の減免を受ける者にあつては、その減免前の家賃。第14条第5項において同じ。)の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

3 (略)

4 (略)

(入居手続の猶予の届出)

第10条 条例第12条第2項に規定する場合には、別記第11号様式による県営住宅入居手続猶予届により、知事に届け出なければならない。

2 (略)

(保証人の連署を必要としない旨の決定)

第10条の2 入居決定者は、条例第12条第3項に規定する保証人の連署を必要としない旨の決定を受けようとするときは、別記第12号様式による県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人免除申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の決定をしたときは、当該入居決定者に対し、その旨を通知するものとする。

(入居の承継)

第14条 (略)

2～4 (略)

5 前項の請け書に連署する保証人が保証する極度額は、第8条第3項の規定にかかわらず、当該連署をする時点における家賃の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

(単身入居住宅の規格)

第27条 削除

(駐車場使用者の選考)

第31条 (略)

2 (略)

3 条例第54条第4項に規定する申込者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申込者又は当該申込者の同居者が第1条の15第2項第8号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。

(2)～(5) (略)

(請け書)

第33条 (略)

2 (略)

3 駐車場請け書に連署する保証人が保証する極度額は、駐車場使用者の決定を受けた時点における駐車場の使用料の12月分に相当する金額又は4万円のいずれか高い金額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、新たに駐車場の使用の決定を受けて駐車場請け書を提出する場合の保証人が当該県営住宅の入居の際に提出された第8条に規定する請け書の保証人(第9条の規定により保証人を変更した場合には、変更後の保証人)と同一である場合には、駐車場請け書にその旨を記載して同項に規定する書類の添付を省略することができる。

5 (略)

(準用)

第39条 第9条から第10条の2まで、第14条、第20条、第21条及び第24条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第9条、第14条第1項及び第21条第2項中「入居者」とあり、及び第10条の2中「入居決定者」とあるのは「駐車場使用者」と、第9条第1項及び第14条第4項中「第12条第1項第1号」とあるのは「第55条第1項」と、第9条第2項中「住民票の写し及び収入額を証する書類」とあるのは「及び住民票の写し」と、第9条第3項及

第27条 条例第52条において準用する条例第8条に規定する規則で定める規格は、住戸の床面積が43平方メートル以下であることとする。

(駐車場使用者の選考)

第31条 (略)

2 (略)

3 条例第54条第4項に規定する申込者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申込者又は当該申込者の同居者が第6条第6号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。

(2)～(5) (略)

(請け書)

第33条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、新たに駐車場の使用の決定を受けて駐車場請け書を提出する場合の保証人が当該県営住宅の入居の際に提出された第8条に規定する請け書の保証人(第9条の規定により保証人を変更した場合には、変更後の保証人)と同一である場合には、駐車場請け書にその旨を記載して同項に規定する書類の添付を省略することができる。

4 (略)

(準用)

第39条 第9条、第14条、第20条、第21条及び第24条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第9条、第14条第1項及び第21条第2項中「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、第9条第1項及び第14条第4項中「第12条第1項第1号」とあるのは「第55条第1項」と、第9条第2項中「住民票の写し及び収入額を証する書類」とあるのは「及び住民票の写し」と、第14条第1項中「第14条」とあるのは「第59条において準用する第14条」と、

び第14条第5項中「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、「40万円」とあるのは「4万円」と、第9条第3項中「第17条」とあるのは「第56条第2項」と、第10条第1項中「第12条第2項」とあるのは「第55条第2項」と、第10条の2第1項中「第12条第3項」とあるのは「第55条第3項」と、第14条第1項中「第14条」とあるのは「第59条において準用する第14条」と、第14条第1項第3号中「申請者に係る知事が指定する期間に係る収入額を証する書類」とあるのは「当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し及び申請者の運転免許証の写し」と、第14条第5項中「第8条第3項」とあるのは「第33条第3項」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

第41条 条例第62条第64号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 第9条第5項 (第28条及び第39条において準用する場合を含む。)に規定する保証人の住所又は氏名の変更の届出の受理
- (3)～(11) (略)

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合 (以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。)における第1条の15第3項及び第4項、第3条第1項から第3項まで、第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19条、第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2 新潟県住宅供給公社による管理の場合における別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第10号様式から別記第12号様式まで、別記第14号様式、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第28号様式、別記第30号様式、別記第32号様式、別記第38号様式、別記第40号様式、別記第42号様式及び別記第43号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

第14条第1項第3号中「申請者に係る知事が指定する期間に係る収入額を証する書類」とあるのは「当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し及び申請者の運転免許証の写し」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

第41条 条例第62条第64号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 第9条第4項 (第28条及び第39条において準用する場合を含む。)に規定する保証人の住所又は氏名の変更の届出の受理
- (3)～(11) (略)

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合 (以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。)における第1条の15第3項及び第4項、第2条第2項、第3条第1項から第3項まで、第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第3項及び第4項、第10条、第11条第2項、第12条から第14条まで、第16条ただし書、第19条、第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2 新潟県住宅供給公社による管理の場合における別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第10号様式、別記第11号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第28号様式、別記第30号様式、別記第32号様式、別記第38号様式、別記第40号様式、別記第42号様式及び別記第43号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

3 (略)

附 則

1・2 (略)

3 (略)

4 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

県営住宅入居申込書

(略)

(略)				
条例第8条第1項第2号又は第10条第4項該当事項	1 60歳以上	2 生活保護	3 中国残留邦人	4ア 配偶者暴力被害者等(保護)
	4イ 配偶者暴力被害者(命令申立)	5 引揚者	6 炭鉱離職者	7 母子・父子
	8 多子	9 公共的事業	10 帰国被害者等	11ア 犯罪被害者等(生計維持困難)
	11イ 犯罪被害者等(居住困難)	12ア 戦傷病者(症)	12ア 原爆被爆者	12ア ハンセン病療養所入所者等
	12ア 被災者	12イ 身体障害者(級)	12イ 精神障害者(級)	12イ 知的障害者
	12ウ シック			

3 (略)

附 則

1・2 (略)

3 条例附則第4項に規定する規則で定める規格は、住戸の床面積が43平方メートル以下であることとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 (略)

5 (略)

6 第6条第12号及び第13号の規定は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式 (第3条関係)

県営住宅入居申込書

(略)

(略)				
優先入居該当事項	1 引揚者	2 中国残留邦人	3 炭鉱離職者	4 母子・父子
	5 老人	6 多子	7 公共的事業	8 帰国被害者等
	9 配偶者暴力被害者	10 犯罪被害者等	11 心身障害者	12 シックハウス症候群患者
	13 東日本大震災福島県対象地域居住者	14 東日本大震災その他地域居住者		

ハウス症候
群患者

(略)

(略)

※ ・住宅困窮要件 ・収入基準

(略)

注 1 (略)

2 「条例第8条第1項第2号又は第10条第4項該当事項」欄及び「条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

3 (略)

添付書類

1～4 (略)

5 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ若しくは第2項、第8条第1項第2号又は第10条第4項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

第6号様式 (第8条、第33条関係)

(表)

県営住宅入居 (及び駐車場使用) 請け書

(略)

年 月 日付け 第 号 (及び 年 月 日付け

(略)

単身入居該当事項	1 60歳以上	2 身体障害者 (級)	3 精神障害者 (級)	4 知的障害者
	5 生活保護	6 配偶者暴力被害者 (保護年月日又は命令の効力発生年月日 . . .)	7 戦傷病者 (症)	8 原爆被爆者
	9 引揚者 (引揚年月日 . . .)	10 ハンセン病療養所入所者等	11 被災者	

(略)

※ ・同居親族要件 ・住宅困窮要件 ・収入基準

(略)

注 1 (略)

2 「優先入居該当事項」欄、「単身入居該当事項」欄及び「条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

3 (略)

添付書類

1～4 (略)

5 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ、第2項又は第3項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

第6号様式 (第8条、第33条関係)

(表)

県営住宅入居 (及び駐車場使用) 請け書

(略)

年 月 日付け 第 号 (及び 年 月 日付け

第 号)で下記の県営住宅の入居(及び駐車場使用)の決定を受けましたが、当該住宅を賃借するについては、別記(裏) 1から6までの事項その他新潟県営住宅条例及び新潟県営住宅条例施行規則の規定を遵守し、貴職の指示に違反しないことを誓約します。

また、保証人は、入居者が家賃(及び駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務(入居に係る極度額 円(及び駐車場使用に係る極度額 円))を負うことを承諾します。

(略)

(裏)

別記

1・2 (略)

3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を受けます。

(1)～(4) (略)

4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届け出ます。

(1) (略)

(2) 県営住宅又は共同施設を滅失させ、又は毀損したとき。

(3)・(4) (略)

5 入居者は、新潟県営住宅条例第28条第2項の規定により高額所得者として認定され同条例第32条第1項の規定により明渡しを請求されたとき、又は同条例第44条第1項の規定により明渡しを請求されたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、定められた期限までに住宅を明け渡します。

(新潟県営住宅条例第44条第1項の規定により明渡し請求を受けることとなる事例)

(1)・(2) (略)

(3) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4)・(5) (略)

(6) 自己の責めに帰すべき理由によつて県営住宅又は共同施設を滅失させ、又は毀損した場合に、これを原形に復し、又は損害を賠償しないとき。

(7) (略)

(8) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届出をせずに、県営住

第 号)で下記の県営住宅の入居(及び駐車場使用)の決定を受けましたが、当該住宅を賃借するについては、別記(裏) 1から5までの事項その他新潟県営住宅条例及び新潟県営住宅条例施行規則の規定を遵守し、貴職の指示に違反しないことを誓約します。

また、保証人は、入居者が家賃(及び駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務を負うことを承諾します。

(略)

(裏)

別記

1・2 (略)

3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を受けます。

(1)～(4) (略)

4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届け出ます。

(1) (略)

(2) 県営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損したとき。

(3)・(4) (略)

5 入居者は、新潟県営住宅条例第28条第2項の規定により高額所得者として認定され同条例第32条第1項の規定により明渡しを請求されたとき、又は同条例第44条第1項の規定により明渡しを請求されたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、定められた期限までに住宅を明け渡します。

(新潟県営住宅条例第44条第1項の規定により明渡し請求を受けることとなる事例)

(1)・(2) (略)

(3) 県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4)・(5) (略)

(6) 自己の責めに帰すべき理由によつて県営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損した場合に、これを原形に復し、又は損害を賠償しないとき。

(7) (略)

(8) 知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届出をせずに、県

宅を引き続き15日以上使用しなかつたとき。

(9)・(10) (略)

(11) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、県営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき。

(12) 入居者又は同居者が周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をし、その是正のための知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の指示に従わなかつたとき。

(13)・(14) (略)

6 入居者は、退去する際に入居者の負担において次のことを行います。

(1) 入居者の責めに帰すべき理由により生じた損傷又は汚損に係る原状回復

(2) 畳の表替え並びにふすま及び障子の張り替え(通常の使用により生じた損耗及び経年変化に係るものを含む。)

第8号様式(第9条関係)

保証人引受承諾書

(略)

ついては、保証人は、入居者(駐車場使用者)が家賃(駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者(駐車場使用者)の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務(入居に係る極度額 円(駐車場使用に係る極度額 円))を負うことを承諾します。

(略)

第11号様式(第10条関係)

県営住宅入居(駐車場使用)手続猶予届

(略)

年 月 日付け 第 号で県営住宅の入居(駐車場使用)の決定を受けましたが、下記の理由により新潟県営住宅条例第12条第1項(第55条第1項)に規定する手続を期間内にすることができないので、新潟県営住宅条例施行規則第10条第1項(第28条において準用する第10条第1項、第39条において準用する第10条第1項)の規定により、届け出ます。

(略)

営住宅を引き続き15日以上使用しなかつたとき。

(9)・(10) (略)

(11) 知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、県営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき。

(12) 入居者又は同居者が周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をし、その是正のための知事(市町の長又は新潟県住宅供給公社理事長)の指示に従わなかつたとき。

(13)・(14) (略)

第8号様式(第9条関係)

保証人引受承諾書

(略)

ついては、保証人は、入居者(駐車場使用者)が家賃(駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者(駐車場使用者)の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務を負うことを承諾します。

(略)

第11号様式(第10条関係)

県営住宅入居手続猶予届

(略)

年 月 日付け 第 号で県営住宅の入居の決定を受けましたが、下記の理由により新潟県営住宅条例第12条第1項に規定する手続を期間内にすることができないので、新潟県営住宅条例施行規則第10条第1項(第28条において準用する第10条第1項)の規定により、届け出ます。

(略)

入居（駐車場 使用）決定を 受けた住宅（駐 車場）	所在地	市・郡 町 番地			
	住 宅	県営	住宅第	号室	駐車場 番区画
することがで きない手続					
猶 予 期 限	年 月 日まで				
(略)					

入居決定を受 けた住宅	所在地	市・郡 町 番地			
	住 宅	県営	住宅第	号室	
することがで きない手続	(1) 入居決定日から10日以内に県営住宅入居請け書を提出す ること。 (2) 入居決定日から10日以内に敷金を納付すること。				
延 期 期 間	年 月 日まで (日間)				
(略)					

第12号様式（第10条の2関係）

県営住宅入居者（駐車場使用者）保証人免除申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で県営住宅の入居（駐車場使用）の
決定を受けましたが、下記の理由により新潟県営住宅条例第12条第3項（第55
条第3項）に規定する保証人の連署を必要としない旨の決定を受けたいので、
新潟県営住宅条例施行規則第10条の2第1項（第28条において準用する第10条
の2第1項、第39条において準用する第10条の2第1項）の規定により、申請
します。

記

入居（駐車場 使用）決定を 受けた住宅（駐 車場）	所在地	市・郡 町 番地			
	住 宅	県営	住宅第	号室	駐車場 番区画

理	由
---	---

第13号様式 削除

第21号様式 (第16条関係)

県営住宅入居者収入申告書

(略)

(略)	
(イ) 同居者・同居外の扶養親族 (同一生計配偶者)	(略)
(ロ) 老人扶養親族 (同一生計配偶者で70歳以上の者)	(略)
(略)	
(ホ) 寡婦 (寡夫)	(略)

(略)

第40号様式 (第29条関係)

県営住宅駐車場使用申込書

(略)

(略)	
窮 駐 す 車 る 場 実 に 情 困	1 申込者又は当該申込者の同居者が新潟県営住宅条例施行規則第1条の15第2項第8号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。
	2～4 (略)

(略)

第42号様式 (第33条関係)

第12号様式及び第13号様式 削除

第21号様式 (第16条関係)

県営住宅入居者収入申告書

(略)

(略)	
(イ) 同居者・同居外の扶養親族 (控除対象配偶者)	(略)
(ロ) 老人扶養親族 (控除対象配偶者)	(略)
(略)	
(ホ) 老年者	万円× 人
(ハ) 寡婦 (寡夫)	(略)

(略)

第40号様式 (第29条関係)

県営住宅駐車場使用申込書

(略)

(略)	
窮 駐 す 車 る 場 実 に 情 困	1 申込者又は当該申込者の同居者が新潟県営住宅条例施行規則第6条第6号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。
	2～4 (略)

(略)

第42号様式 (第33条関係)

県営住宅駐車場使用請け書

(略)

また、保証人は、駐車場使用者が駐車場使用料を滞納したとき又は駐車場使用者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務(極度額 円)を負うことを承諾します。

(略)

注 備考欄には、新潟県営住宅条例施行規則第33条第4項又は第5項の規定により添付書類を省略する場合に、その理由を記載すること。

(略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県営住宅駐車場使用請け書

(略)

また、保証人は、駐車場使用者が駐車場使用料を滞納したとき又は駐車場使用者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務を負うことを承諾します。

(略)

注 備考欄には、新潟県営住宅条例施行規則第33条第3項又は第4項の規定により添付書類を省略する場合に、その理由を記載すること。

(略)